あなたの総トン数、20 トン以上になっていませんか？

総トン数が変更となる改造を行うと測度が必要です！

小型船舶に改造を行い総トン数が変更になると小型船舶検査機構(小型漁船は都道府県)での手続きが必要となるほか、総トン数が 20 トン以上になると、運輸局による測度等が必要となります。手続きを怠ると、罰則が適用となることがあります。自己点検表を参考に確認をお願いします。

また、運輸局では、立入検査の実施等により総トン数の適正化を図っています。立入検査の際には、メジャーによる実測を行う場合がありますので御協力をお願いします。

なお、総トン数等に関する問い合わせ、ご相談は、下記において受け付けております。

北海道運輸局　海事技術専門官（船舶測度官）
〒060-0042　北海道札幌市中央区大通西 10 丁目
電話：011(290)2775

【参考】

自己点検表(小型船舶用)

船　　名		船 舶 番 号	
総 ト ン 数		船　　質	
船 舶 所 有 者 (運 航 者)			

点検項目		点検結果
1. 閉囲場所(船体、上部構造物(甲板室及び覆い等))及び除外場所(開口を有する上部構造物等)		
閉 囲 場 所	甲板室等の新設、増設又は撤去を行っていませんか。 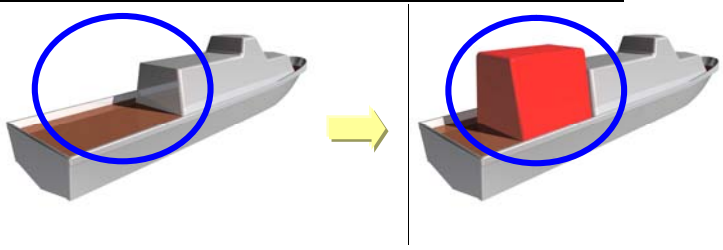	適 ／ 否
除 外 場 所	開口を閉鎖等していませんか。 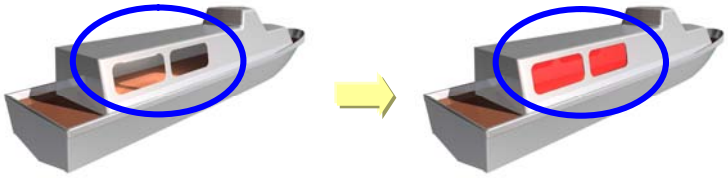	適 ／ 否
2. 表示事項		
船 舶 番 号	船舶番号は適切に表示されていますか。 例: 235－・・・123 北海道	適 ／ 否
船体識別番号	船体識別番号は船尾外板等に適切に表示されていますか。 例: HL-HXAB74A33G293 又は JP-MLIT0123456A	適 ／ 否